

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 7 年 10 月 2 日

広島県議会事務局長 小 川 元 史

1 業務内容

(1) 業務名

広島県議会産業競争力強化・人手不足対策特別委員会海外現地調査派遣に係る業務

(2) 業務の仕様等

広島県議会産業競争力強化・人手不足対策特別委員会海外現地調査派遣に係る業務公募型プロポーザル説明書及び業務委託仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 履行場所

別紙業務委託仕様書に記載の日程のとおり

(5) 事業予算額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1,882 千円

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本県調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「57H 旅行代理及び旅行業」の資格を認定されている者であること。
- (6) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (7) 広島市内に本社、支社、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (8) 訪問先各国において、サポート体制（提携業者等）の確保ができること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8509 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県議会事務局議事課委員会係（広島県庁議会棟 1 階）
電話（082）513-4732（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 7 年 10 月 2 日（木）から令和 7 年 10 月 10 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 7 年 10 月 10 日（金） 午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 10 月 14 日（火）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和 7 年 10 月 20 日（月） 午後 5 時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県議会産業競争力強化・人手不足対策特別委員会海外現地調査派遣に係る業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「広島県議会産業競争力強化・人手不足対策特別委員会海外現地調査派遣に係る業務公募型プロポーザル提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和7年10月21日（火）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「57H 旅行代理及び旅行業」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

広島県議会産業競争力強化・人手不足対策特別委員会海外現地調査派遣に係る業務公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8509 広島市中区基町10番52号

広島県議会事務局議事課委員会係（広島県庁議会棟1階）

電話（082）513-4732（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）223-6320

メールアドレス gikaigiji@pref.hiroshima.lg.jp